

公認ホームインスペクター資格試験テキスト（令和新版）記載事項訂正のお知らせ

標記テキスト 116 ページ 4 行目

誤 その用途に供する床面積が100㎡超のものが該当します
 正 その用途に供する床面積が200㎡超のものが該当します

116 ページ 「規模の大きな建築物」表

最下段 特殊建築物 100㎡超 → 200㎡超

上記 2019 年(令和元年)6 月 25 日施行の改正建築基準法により、数値が変更になっていますので、ご注意ください。

参考：国交省資料

第1 建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大②

国土交通省
第6条関係

概要

○建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大
 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち建築確認を要するものを、当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡超のものに改める。
 (法第87条第1項の規定により、用途を変更して法別表第一(イ)欄に掲げる特殊建築物とする場合に建築確認を要する範囲も、200㎡超となる)

「100㎡超」から「200㎡超」へ改正

現行規定	改正後	適用範囲
第1号 法別表第一(イ)欄に掲げる特殊建築物	床面積が100㎡を超えるもの	用途変更 建築(新築・増築・改築・移転) 大規模の修繕 大規模の模様替
第2号 木造 3以上の階数を有するもの又は 延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒高9mを超えるもの		建築(新築・増築・改築・移転) 大規模の修繕 大規模の模様替
第3号 非木造 2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの		建築(新築・増築・改築・移転)
第4号 前3号に掲げる建築物を除くほか、 都市計画区域若しくは準都市計画区域等内 又は都道府県知事が指定する区域内における建築物		建築(新築・増築・改築・移転)